

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 1月31日

【会社名】 株式会社ムゲンエステート

【英訳名】 MUGEN ESTATE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 進一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号

【電話番号】 03-5623-7442(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号

【電話番号】 03-5623-7442(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社ムゲンエステート 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年1月31日

(2) 当該事象の内容

当社は、東京国税局により、平成25年12月期から平成27年12月期における消費税の納付額について指摘を受け、今後更正処分を受ける見込みとなりました。これは消費税の仕入税額控除の計算に関して当社と東京国税局との間に見解の相違があったため生じたものであります。

なお、当社は、これまで法令に従い適正な納税を行ってきたものと認識しております。したがって、正式に更正処分の通知を受けた段階で、速やかに当該更正処分に対して不服申立てを行う予定であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年12月期の個別決算及び連結決算において、791百万円（加算税・延滞税を含む）を過年度消費税（特別損失）として見積り計上することといたしました。

なお、金額は当社が現時点で試算した見積り計上額であります。

以上